中国・四国
の市町村事例

事例

事例番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ
36	鳥 取 県	鳥取市	とっとり東部権利擁護支援センター	P.203
37	岡 山 県	総社市	権利擁護センター	P.207
38	岡 山 県	美作市	美作市	P.211
39	広 島 県	呉市	権利擁護センター	P.215
40	徳 島 県	美馬市	美馬市権利擁護センター	P.219
41	香 川 県	三豊市	三豊市地域包括支援センター	P.223
42	高 知 県	本山町	本山町権利擁護センター「さくら」	P.227

ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
5	市民後見人の養成と活躍支援	P.233
6	既存の協議会の活用	P.234

コラム一覧

	テーマ	ページ
13	中核機関における相談と関係する制度 総社市社会福祉協議会　中井　俊雄	P.231
14	日常生活自立支援事業と成年後見制度のよりよい関係 東京都社会福祉協議会　川井　誉久	P.232

自治体名	鳥取県鳥取市	区分	単独・直営＋委託
キーワード	地域連携ネットワークにおける機能分担、都道府県		

成年後見ネットワークから中核機関設置へ

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	187,288人
面　　積	765.31㎢
高齢化率	28.7%
地域包括支援センター	5か所
日常生活自立支援事業利用者数	62人
障害者相談支援事業所	19か所
療育手帳所持者数	1,822人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	2,246人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）

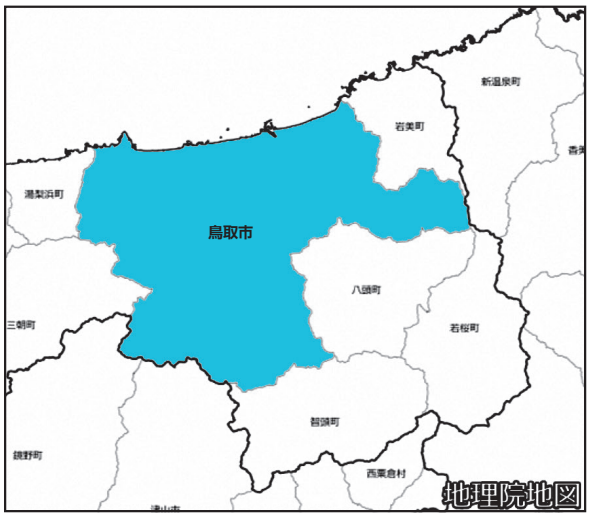

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
73人	53人	15人	5人	不明

（2018年12月末時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		30件	29件	31件	18件
内訳	高齢者	26件	24件	24件	15件
	障害者	4件	5件	5件	3件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
71人	4人	10人	13人

（2018年度末時点・養成者数は周辺市町村の参加者を含む）

3．事例のポイント

▶県内３地区の「成年後見ネットワーク」と行政の支援

鳥取県では、専門職を中心に、個人では受任しにくい困難事例を受任する「成年後見ネットワーク」を設置し、法人後見事業や虐待対応等の取り組みに対し、県は補助金、全市町村は事業の委託を実施。

▶地域連携ネットワーク各機関の役割分担

地域連携ネットワークの機能を分け、「鳥取市（各課）、中核機関（とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」）、鳥取市社協、それぞれの機関が担う機能を整理。

▶市民後見人案件から受任調整対象を拡大

当初は市長申立に関する市民後見人受任調整を行っていた会議の機能を、法人後見や専門職受任案件を扱えるよう、徐々に対象を拡げた。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2002（H14）年～	県内で専門職を中心に「成年後見ネットワーク」が県内３箇所で設立される。 Point 1
2007（H19）年	鳥取県が県内３つの成年後見ネットワークに高齢者虐待対応のための専門職チーム派遣事業を委託。（現在は権利擁護相談、ケース会議派遣等も実施）
2010（H22）年	鳥取県社会福祉士会「福祉後見支援センター構想」に、全ネットワークが賛同。
2011（H23）年	成年後見ネットワーク鳥取で「権利擁護支援に関するアンケート調査」を実施。
2012（H24）年	とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」を設立し法人後見開始、センターへの支援を行政に依頼。
2013（H25）年	鳥取県と、鳥取市を含む東部５市町が「アドサポ」に補助金・委託金を拠出。 Point 2
2015（H27）年	鳥取市社協「かけはし」で法人後見開始。 鳥取市市民後見人養成講座を開始、鳥取市市民後見運営協議会を設置。
2017（H29）年	第１号鳥取市市民後見人が誕生。
2019（R1）年	市民後見運営協議会が鳥取市後見人等受任調整会議に発展。
2020（R2）年	鳥取市は、「アドサポ」の委託契約に「中核機関」という文言を入れる予定。

POINT

Point 1

県内の専門職が少ないことを背景として、成年後見ネットワークが、任意団体として県内東部・中部、西部にたちあがりました。

会員は弁護士、司法書士、社会福祉士を中心に、医師、行政書士、精神保健福祉士、行政職員等数十名でした。

Point 2

鳥取県は、2012（H24）年より県内３つの成年後見ネットワーク（一般社団法人）に１箇所300万円の補助金を出すことを、該当市町村が同額以上負担することを条件として、決定しました。これをうけて、2013（H25）年より東部５市町も東部地区のネットワークであるとっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」に対し、計300万円の委託金を出すことを決定しました。

地域ではどんな課題があり、どのような機能が求められていたのでしょうか？

成年後見ネットワーク鳥取の調査では、以下のような課題があげられました。

●権利擁護の相談窓口について、本人と家族が利用に消極的。

●虐待対応が「ためらわれ」、地域包括支援センターが「迷うケース」において、置き去りにされる権利擁護ケースがある。

そのため、住民の権利擁護についての理解を支援する啓発機関や市民講座の開催や、包括や事業所が判断に迷ったとき相談にのり、迅速な対応ができるサポート機関が必要であることが提言されています。

Ⅲ. 鳥取市における体制の特徴について

1．中核機関の体制

現在、鳥取東部１市４町は権利擁護センターを一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」に委託しています。相談員（社会福祉士）２名、事務員１名、非常勤職員２名に加え、市民後見人養講座修了者10名が非常勤補助員として主に法人後見事業を担っています。

鳥取市では令和２年より中核機関をアドサポに委託する予定です。

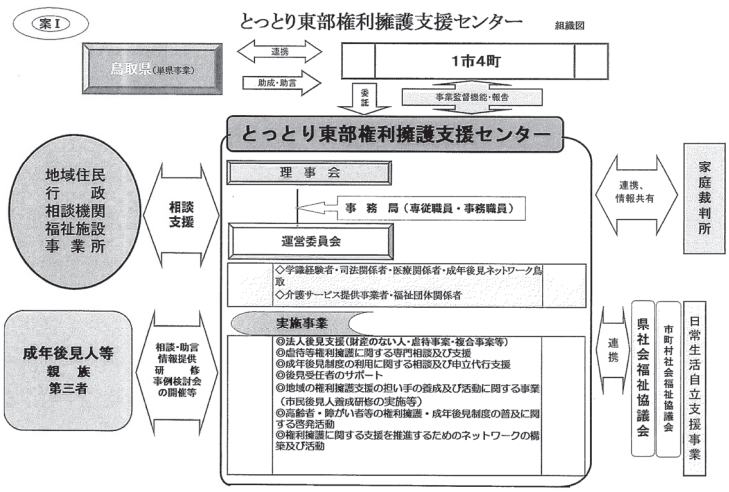

2．地域連携ネットワークにおける各機関の役割分担

鳥取市では、成年後見制度利用促進基本計画における「地域連携ネットワーク」の５つの機能をどこがどのように担うのかを整理しました。

中核機関となるアドサポは、「広報、相談、利用促進、後見人支援、不正防止」すべてに関わります。

鳥取市（長寿社会課、地域包括支援センター、障がい福祉課、鳥取市基幹相談支援センター・相談支援事業所）は主に相談を担い、所管課である長寿社会課は受任調整会議や市民後見人の名簿管理を担っています。

また鳥取市社協では、市民後見人の養成・支援、法人後見受任、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行等を担っています。

地域連携ネットワークの機能　一覧

		鳥取市				中核機関 （アドサポ）	鳥取市社会福祉協議会 （かけはし）
		長寿社会課 （基幹型包括含）	地域包括支援センター	障がい福祉課	鳥取市基幹相談支援センター・相談支援事業所		
地域連携ネットワークの機能	広報	・周知・啓発					
	相談	・市長申立に関する相談 ・総合相談	・総合相談	・市長申立に関する相談 ・総合相談	・総合相談	・本人申立、親族申立に関する相談・支援 ・困難案件に関する相談 ・市民後見人からの相談 ・後見人からの相談	・本人申立、親族申立に関する相談・支援 ・市民後見人からの相談
		・制度に関する相談					
		・権利擁護支援の必要な人の発見・支援					
		・早期の段階からの相談・対応体制の整備					
	利用促進	・受任調整会議の開催 ・市民後見人名簿管理				・受任調整会議の開催 ・市民後見人への支援 ・家裁との連携 ・法人後見受任	・市民後見人の養成・支援 ・日常生活自立支援事業からのスムーズな移行 ・法人後見受任
	後見人支援機能					・親族後見人への支援 ・後見人への支援 ・家裁との連携	・親族後見人への支援 ・後見人への支援
効果	不正防止	・地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備					

3．受任調整機能を市民後見人案件から拡大

鳥取市は、市民後見人養成講座の実施を社協に委託すると共に、市民後見人の選任に向け、家庭裁判所と実務研修のあり方や選任後のサポート体制に関する調整を行い、2015（H27）年に「鳥取市市民運営協議会」（メンバーは鳥取市、社協、アドサポで構成）を設置、市長申立に関する市民後見人案件の受任調整の準備をしました。2017（H29）年には第1号鳥取市市民後見人が誕生しました。

その際、市民後見人にはふさわしくないとされた案件についての受け皿が問題となり、メンバーの社協やアドサポが受任する、あるいはアドサポの会員の専門職に依頼するなどで解決しました。また、メンバーの社協やアドサポが申立支援した案件で、市民後見人がふさわしいと考える案件を調整できるようにすることとしました。

このような経過を経て、2019（R1）年６月から新たに「鳥取市後見人等受任調整会議」を設置し、専門職の４士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）がメンバーに加わりました。

現在、鳥取市の市長申立案件を中心に社協やアドサポが申立支援した案件も含めて、毎月２～５件を①市民後見人②専門職③社協の順に受任調整していき、いずれも受任困難と判断された案件を④アドサポが受任するという調整をしています。

申立 受任	市長申立	アドサポ 申立支援	社協 申立支援
市民後見人			
社協			
弁護士 司法書士 社会福祉士 行政書士			
アドサポ			

「鳥取市市民後見運営協議会」（実線枠）から「鳥取市後見人等受任調整会議」（点線枠）への変更に伴い、会議での調整案件や受任候補者が広がった。

担当者より

受任調整会議の仕組みが整備され、より積極的に市長申立てが行えるようになり、数も増えてきています。

行政だけではできないことが多いが、アドサポさん、社協さんが関わってくれてはじめてできたことが多くあります。今後も協力して取り組みを進めていければと思います。

「わがまちの権利擁護をこうするんだ」という理念のもとに、取組を「リード」し、「セイフティネット」の役割を果たすのが中核機関であると思います。

地域を基盤に、高齢・障害の縦割りを超えた権利擁護の取組が求められる。地域包括ケアと権利擁護支援がつながっていけるとよいと思います。

■参考URL　連絡先

●鳥取市福祉部長寿社会課
TEL：0857-30-8213
URL：https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1549348359317/index.html

●一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター
TEL：0857-30-5885
URL：http://adsuppo.net/

自治体名	岡山県総社市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	協議会の設置、市民後見人、関係制度との連携		

他制度と連携による総合的な権利擁護支援

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	69,123人
面　　積	211.90㎢
高齢化率	27.99%
地域包括支援センター	6か所
日常生活自立支援事業利用者数	13人
障害者相談支援事業所	5か所
療育手帳所持者数	499人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	343人

（2018年度末時点、利用者数は2018年度実績）

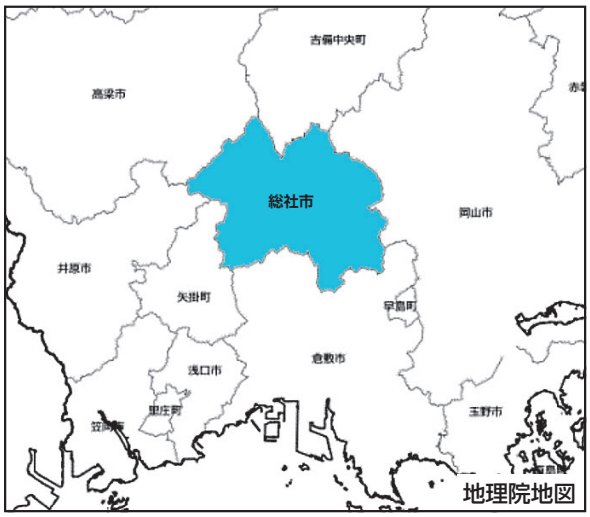

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
126人	71人	42人	12人	1人

（2018年12月末時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		12件	1件	4件	0件
内訳	高齢者	0件	1件	3件	0件
	障害者	0件	0件	1件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
22人	5人	7人	5人

（2018年度末時点）

3．事例のポイント

▶全国屈指の福祉文化都市における権利擁護の取組

総社市では、市長が掲げていた「全国屈指の福祉文化都市」の実現に向けて、福祉に強い町づくりを目指した取り組みを進める中で、権利擁護も一つの柱として位置付けられている。

▶行政とセンターによる協働体制

権利擁護センターコンセプトにおいて市の責任について謳い、その責任を全うすべく、センターの運営委員会や支援検討委員会に関係部門の責任者・担当者が多く参画している。

▶ひろがる市民後見人の活躍の場面

市民後見人は、養成講座修了後、法人後見支援員や社協等との複数後見において活動。

後見業務以外に、市民向けの講座において講師として参加したり、広報のための寸劇を演じるなど、幅広く活動。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2012年（H24） 9月～	総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会を開催。 Point 1
2012年（H24）	障がい者千人雇用センター開設。
2013年（H25）	権利擁護センター“しえん”開設。 市民後見人の養成を開始。
2014年（H26）	市民後見人の登録開始。
2017年（H29）	権利擁護センターの組織を業務に応じた委員会形式から課題解決型のワーキンググループ（WG）に変更。 Point 2 そうじゃ権利擁護ねっと設立。
2018年（H30）	権利擁護センターWGにて、総社市における成年後見制度をとりまく環境の評価・改善、及び中核機関（権利擁護センター）の体制整備について検討。
2019年（H31） 4月	総社市権利擁護センター内に中核機関を設置。

POINT

Point 1

検討委員会は、地域自立支援協議会の部会から発足。半年間で８回の協議と３か所の視察を行い、成年後見制度や虐待等に対する権利擁護システム及び体制の在り方について検討。以下のコンセプトを策定しました。

総社市権利擁護センターコンセプト

①公的責任による権利擁護

– 総社市として財政及び運営に一定の責任を負う。

②総合的・ワンストップ

– 人的対象別・法制度別ではなく，法制度横断的に対応し、多問題重複ケースにも対応できる。

③市民生活の支援

– 成年後見制度に特化するのではなく、「市民サービスとしての幅広い権利擁護」を担う組織とする。

Point 2

権利擁護センターの組織としては、運営委員会と支援検討委員会の下に①虐待対応、②入居支援、③成年後見、④犯罪被害者の委員会を設置しましたが、2017年からはこの４つの柱を事業として運営し、別途年度ごとに課題解決型のワーキンググループを設置しました。2018年からは中核機関を見据えたWGを設置し、2019年の開設に結びつけました。

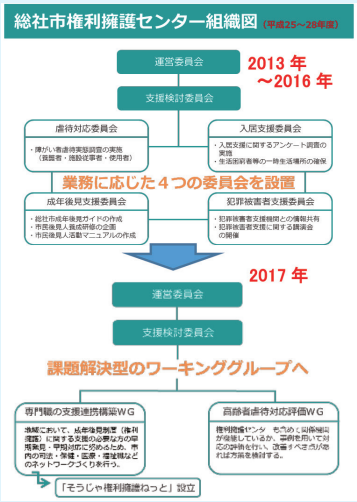

Ⅲ. 総社市における体制の特徴について

1．中核機関の体制

センターの機能としては、大きい柱として、運営委員会と、困難事例や多問題重複事例等を検討する支援検討委員会の２本を立てて事業を進めていました。

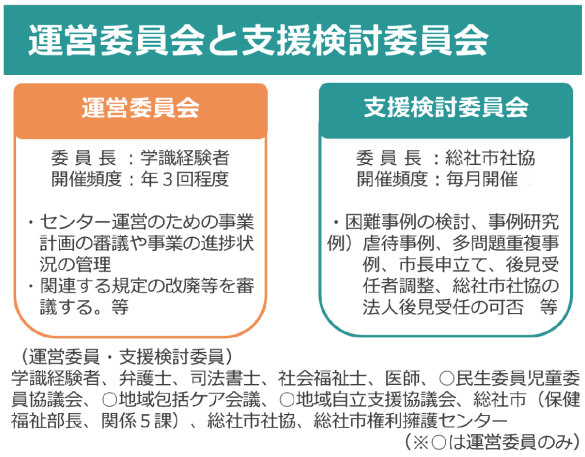

センター業務を社協に委託しているという状況ですが、前述のセンター設置のコンセプトの①に基づいて、運営委員会の中に市の保健福祉部長、部内の関係５課の課長全員が参加しており、市とセンターが協働して中核機関の運営を進めています。

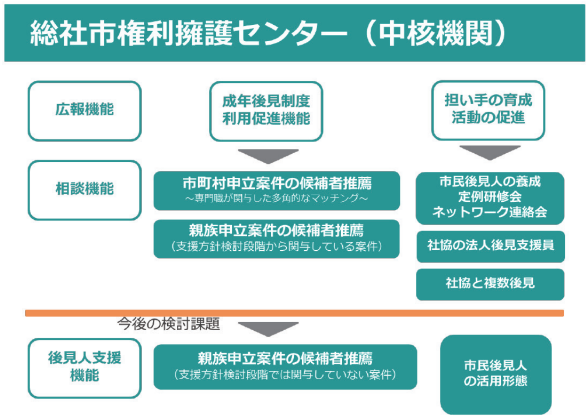

■中核機関の機能について

中核機関の機能については、広報、相談、成年後見制度利用促進、担い手の育成・活動の支援が進んでいます。後見人支援機能（マッチング）については、現在進行中ですが、今後整備に向けて調整を要するところです。

■市とセンターとの役割分担について

支援検討委員会のテーマが高齢、障害、子どもと市の多数の部門にまたがっていることや、最終的な決定は市において下す要素が多いことなど、複雑なため、総論としては、総社市の権利擁護のあり方全体を運営委員会で議論し、行政施策として反映されるかどうかについては、議論した内容を提言して判断がその次にくるという関わり方になります。いずれにしても、市とセンターによる委員会という同じ場面での議論に基づいた判断につながっています。

■人件費の費用負担について

権利擁護センターの職員は予算ベースでは正規職員１名、臨時職員１名となりますが、同じ場所に権利擁護と生活困窮とひきこもり支援と三つ、センターがあります。さらに担当課の中に基幹相談支援センターや障害者の千人雇用センターもあるというように、他部門の業務が行われています。そのため兼任が多く、また利用者にとっての利便性や有益性を考えて部門を跨って行動することが多いため、人件費は総合的な予算管理としています。

2．市民後見人の取組

市民後見人の募集は、啓発のセミナー等の参加者に対して養成講座の説明と募集の声掛けをしています。受講講座は県の講座が７日間、単市の講座が４日間プラス実習体験で構成されており、対象者はこの全てを受講可能な方としています。さらに、応募者は**運営委員のメンバー３人がまず面接を行って選考**しています。市民後見人として手を挙げていただいたとしても、面接して、審査を会通して、養成の対象となる方は、ごく少数に絞り込ませてもらっています。

今後の養成については、市民後見人の間口を広くする考え方もありますが、市民後見人として登録した人のほぼすべての人に何らかの活動があるからこそ、問題意識をもって活動ができると思います。そのため、後見業務以外に啓発活動への参加や、定例研修の内容を自ら企画するなど、スキルアップの機会も幅広く提供しています。

市民後見人の活動実態としては、現状では法人後見支援員と社協との複数後見がそれぞれ５名となっており、市民後見人単独での受任はいまのところありませんが、検討委員会報告書にある通り、最終的な形は市民後見人個人の受任に行きつくと考えています。

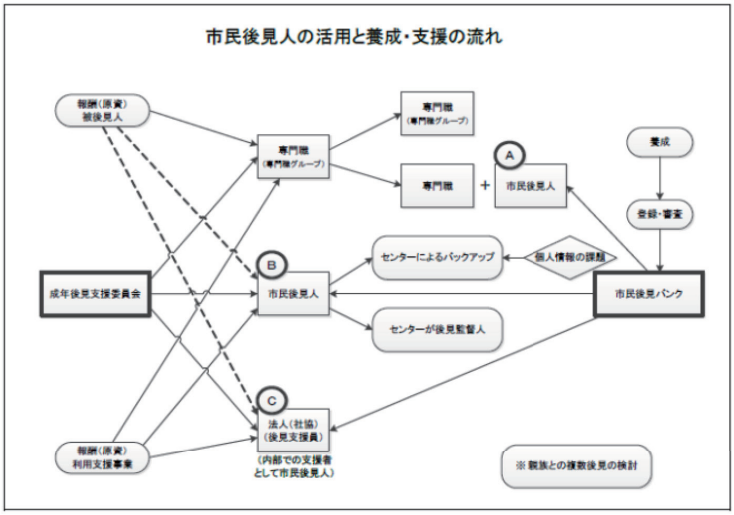

出典：総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会報告書より

担当者より

やるか、やらないかで悩んでいる所は、そういう意識がある方々でしょうから、まさにこういう動きが出ているというのは、また流れが向いてきているということだと思うので、地域のいろんな方とつながって、つくり上げていただければよいのではないでしょうか。

■参考URL　連絡先

総社市保健福祉部福祉課
TEL：0866-92-8264
URL：https://www.city.soja.okayama.jp/

総社市権利擁護センター“しえん”
TEL：0866-92-8374
URL：http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/06right/right.html

自治体名	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	区分	直営・広域
キーワード	直営・広域中核機関、全世代型総合的権利擁護支援、包括的支援体制との連動		

1市2町1村が協働して直営・広域の権利擁護センターを整備

Ⅰ．概　要

1．自治体概要（4自治体の合計）

人　　口	45,750人
面　　積	610.81㎢
高齢化率	36.98%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	60人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	494人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	222人

（2019年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2019年度実績）

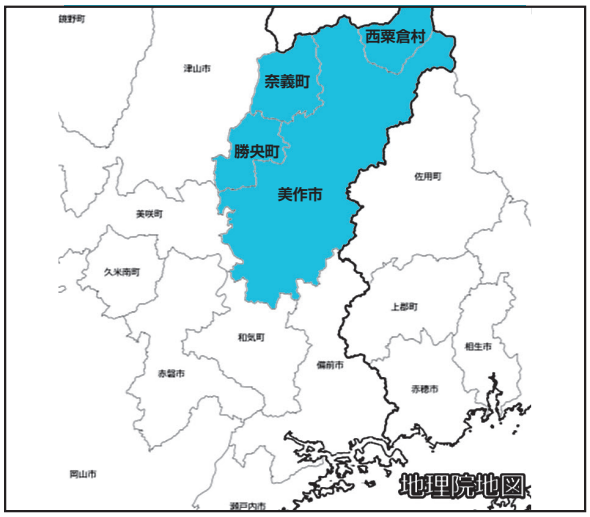

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
78人	41人	25人	12人	0人

（2019（R1）年7月10日時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		7件	11件	10件	2件
内訳	高齢者	5件	10件	8件	0件
	障害者	2件	1件	2件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
21人	3人	5人	8人

（養成数：2018(H30)年度末時点。）
（法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019（R1）年10月時点。）

3．事例のポイント

▶直営・広域の権利擁護センター整備

美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村が協働し、美作市の保健福祉部社会福祉課総合相談係の中に直営の「美作市権利擁護センター12（トゥエルブ）」を設置することにより、直営・広域の権利擁護センターを整備。

▶全世代型を意識した総合的権利擁護支援

事案についてケース検討をする「支援検討委員会」のほか、「子育て支援部会」「虐待対応部会」「成年後見支援部会」の３部会により、全世代型の総合的権利擁護を支援。

▶世帯支援、継続的支援

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制と連動、世帯全体への支援、切れ目ない継続的支援を意識し、制度横断的な権利擁護を支援。

Ⅱ．「美作市権利擁護センター12（トゥエルブ）」の体制の特徴

1．１市２町１村が協働して権利擁護センターを設置・運営

平成27年当時、岡山県内では、すでに委託型の権利擁護センターが次々と立ち上がっていました。そうした中、美作市職員から権利擁護センターの設立について検討がはじまり、専門職へ相談を行いました。また、職員が市長に「縦割りではない**制度横断的な権利擁護センターの必要性**」を説明したところ、市長からは「確かに重要だ。すぐに取り掛かろう。近隣の町村にも必要なはずだから、一緒にやろうと声をかけよう」という提案がありました。その後、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村が権利擁護センターの設置に向けて協議を重ねた結果、平成28年度に**１市２町１村による美作市直営の権利擁護センターが誕生**しました（２町１村は権利擁護事業を委託）。公募により、サッカーでサポーターを意味する「12」を付した「美作市権利擁護センター12」（以下「センター」といいます。）が名称となりました。

美作市は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のモデル事業にも手を挙げており、社会福祉課に総合相談係を創設していました。この総合相談係の職員１名がセンター職員を兼務するとともに、センター職員として雇用した嘱託職員１名が担当しています。センターの運営費については、会議費、アドバイザー委託料、事務費等を１市２町１村が人口割で負担していますが、国の補助金である「地域生活支援事業等補助金」や「岡山県地域医療介護総合確保基金」なども活用しています。

美作市直営で運営しているため、**正確な個人情報が確認**しやすく、**権利擁護の課題が見極めやすい**という直営ならではの「迅速性」というメリットを感じています。

美作市社会福祉課総合相談係設置の経緯

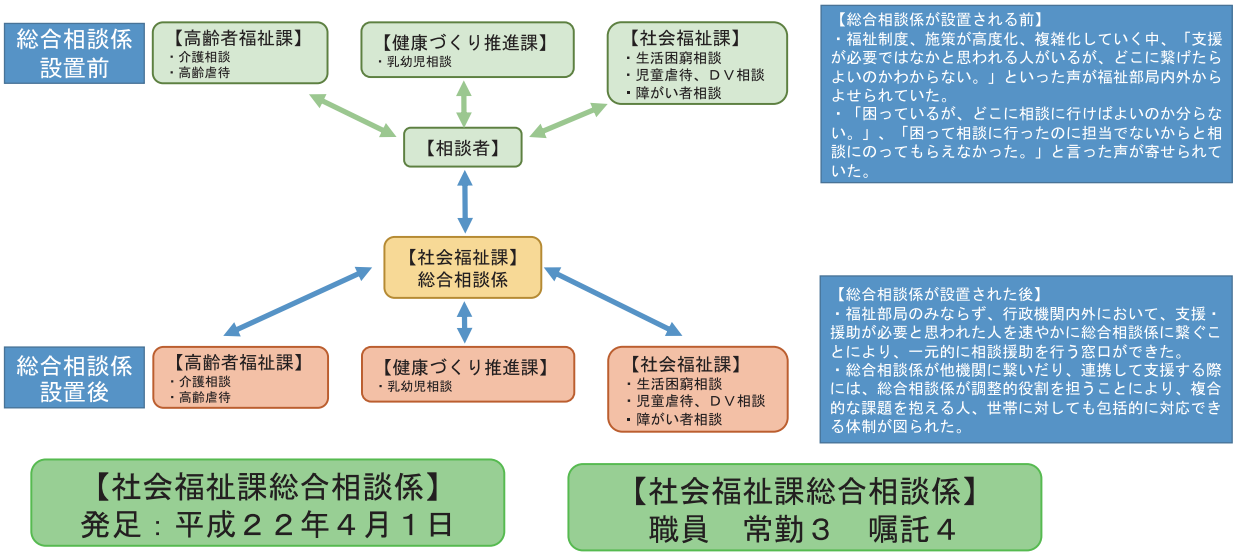

2．全世代型、世帯支援、継続的支援を意識した総合的権利擁護支援

月に１回開催される「支援検討委員会」は、司法関係者、学識経験者、権利擁護アドバイザー、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、勝英地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、津山児童相談所、美作保健所勝英支所、市の市民部、保健福祉部、教育委員会で構成され、各市町の担当者と共に個別事例の検討をしています。全世代型の検討を行うことができるようになっています。

全世代型の権利擁護の検討が行えることに加え、美作市総合相談係がセンター職員を兼務しているため、複合的な課題を抱えた世代への切れ目のない継続的支援を実施できています。継続的な支援の中で課題の見落としが生じないよう、課題がどこにあるのか、その課題は解決したのかを確認するモニタリングを必ず実施し、漫然とした支援のしっぱなしとならないよう、「事例対応の終結を意識した支援」を実施しています。事例の進捗管理が業務の一つとなっているというのも、特徴の一つです。

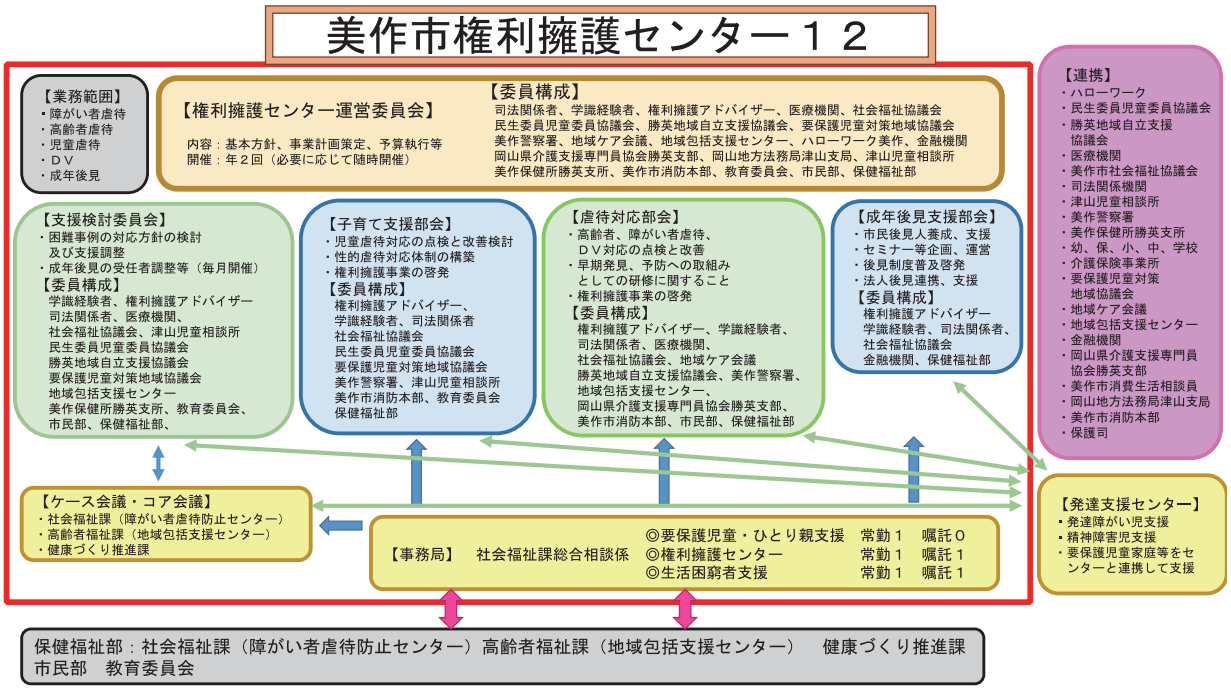

3．部会による地域課題解決と市民後見人の養成

個別事例の検討のほかに、制度・分野別の部会を設け、地域課題の解決を図っています。成年後見支援部会では、主に「市民後見人の養成・支援」、「法人後見連携・支援」を実施しています。

市民後見人に関する取組としては、平成28年度から養成を開始しており、岡山県主催の研修会、市主催の研修会（講義、施設見学）による養成を実施しています。

受任調整においては、以下の条件に当てはまる事案において後見人等の候補者として推薦をしています。

○類　型：条件なし

○申立人の別：条件なし（首長申立てに限らない）

○財　産：高額な財産を所持していない

○その他：親族等との紛争や虐待等の対応困難なトラブルがない

受任形態については、**市民後見人と社協による複数後見**としていますが、社協の法人後見の支援員として活動する者もいます。

市民後見人からの相談等のフォローアップ体制については、通常相談は社協、専門的相談は専門職が対応し、他職種での研修会等について案内をしています。また、平成31年度についてはフォローアップ研修（年６回）等で講義や情報交換会を実施しました。

担当者より

全国で唯一の直営広域整備のセンターだと言われて驚きました。

今後、美作市権利擁護センター12の仕組みを活かしつつ、中核機関の整備についての検討を進めます。

■参考URL　連絡先

美作市保健福祉部 社会福祉課
美作市権利擁護センター
TEL：0868-75-3913
http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/hoken/shakai/sougousoudan/1459931243477.html

自治体名	呉市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	社協みずから立ち上げた権利擁護センター　機能拡充による中核機関整備		

中核市の社会福祉協議会による権利擁護センター

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	223,685人
面　　積	353.7㎢
高齢化率	34.8%
地域包括支援センター	8か所
日常生活自立支援事業利用者数	99人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	2,337人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,641人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）

地理院地図

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
370人	280人	74人	14人	2人

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		19件	26件	31件	6件
内訳	高齢者	18件	20件	30件	4件
	障害者	1件	6件	1件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
0人	0人	0人	0人

（養成数：2018（H30）年度末時点。）
（法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019（H31）年４月時点。）

3．事例のポイント

▶社協みずから研究事業を実施し、権利擁護センターを立ち上げ

平成21年度社会福祉推進事業国庫補助事業で調査・研究事業を実施、呉市権利擁護センターの在り方を模索。翌年、相談窓口を一本化、専門職や地域住民との協働による権利擁護を目指して、呉市権利擁護センターを開設。呉市は、国庫補助や委託料にて支援。

▶センターの機能拡充による中核機関整備の検討

呉市権利擁護センターは、すでに広報、相談、利用促進、後見人支援４つの機能を有しており、運営委員会を開催。呉市は、市長申立以外の受任調整による候補者推薦、後見人からの相談、助言機会の拡充をもって、中核機関とすることを検討中。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2004（H16）年～	呉市社会福祉協議会が法人後見実施事業を開始。
2016（H21）年度	呉市社会福祉協議会が、厚生労働省の平成21年度社会福祉推進事業国庫補助事業「成年後見制度推進団体との協働による権利擁護センター設立における『相談支援体制及び権利擁護システムの構築』に関する調査・研究事業」を実施。８月より呉市権利擁護センター設立準備委員会やワーキングチーム委員会を開催。Point 1
2017（H22）年４月	呉市社会福祉協議会が呉市権利擁護センターを設立。Point 2
2019（H31）年度～	中核機関の在り方について検討を開始。Point 3
2020（R2）年４月	呉市権利擁護センターの機能を拡充し、中核機関と位置付ける予定。

POINT

Point 1

平成16年から呉市社会福祉協議会は法人後見に取り組んでいました。その中で、後見業務には、相続や不動産管理、消費者問題など、福祉の専門性だけでは解決が難しい局面が生じる場合があること、複雑で多岐に渡る課題があることも多いため、職域を超えた人たちが一緒に解決の方法を考え、手をつないで支援をしていく必要があると考えるようになりました。

そこで、平成21年度社会福祉推進事業国庫補助事業の「「成年後見制度推進団体との協働による権利擁護センター設立における『相談支援体制及び権利擁護システムの構築』に関する調査・研究事業」を実施、呉市権利擁護センターの在り方を模索しました。

Point 2

前年度の研究事業を受け、以下が整理されました。

- 相談窓口が一本化されると、市民にとって利用しやすい環境を整えられること
- センターができると、専門職が協働してそれぞれの得意分野において力を発揮できること
- そのネットワークに地域の人たちを巻き込み、ともに助け合い、ともに支えあう体制を整えることで、判断能力が低下しても、安心して住み慣れた地域で暮らしていくことができること

上記から、呉市社会福祉協議会として、呉市権利擁護センターを設立しました。「相談支援体制の構築」「判断能力の低下し方を地域で支えるシステムの構築」を当初の事業目的として掲げています。呉市は障害の地域支援事業等交付金の法人後見支援事業の国庫補助や、地域生活支援事業費等補助金を使ってセンターを補助する他、委託費も出してセンターを支援してきました。

Point 3

権利擁護センターの運営委員会を国基本計画における「協議会等合議体」と位置づけ、中核機関の在り方の検討を開始しました。今ある機能を拡大し、令和２年４月より、呉市権利擁護センターを、市の中核機関として位置付ける予定です。

Ⅲ. 呉市における中核機関の検討状況について

1．呉市権利擁護センターの取り組み

平成22年度から呉市社会福祉協議会が立ち上げた呉市権利擁護センター（以降センターという）は、現在、法人後見を50件受任しているほか、すでに下記の４つの機能を有しており、市が委託、補助を実施しています。

- 広報機能
  一般向け講演会、パンフレットの作成等
- 相談機能
  職員による一般相談以外に専門相談を実施
- 利用促進機能
  市長申立てについての受任調整
  日自の生活支援員、法人後見支援員の養成
- 後見人支援機能
  第３者後見人向け研修会開催
  後見人等からの相談会
  →必要に応じてケース検討
  家裁との情報交換会開催（年２回程度）

センターの運営委員会のメンバーは、下図のように多彩なメンバーで構成されており、月に１回実施されています。運営委員会では、下記のとおり、個別事案だけでなく事業全体についても審議する場となってきました。後見人から受けた相談も、必要に応じて運営委員会でケース検討できる仕組みです。

- 市長申立て案件の候補者の受任者調整（推薦する候補者が決定するまでの流れは下図のとおり。申立までに推薦する候補者を決定）
- 社協の法人後見の受任審査
- 研修会・講演会の企画や実施についての審議
- 虐待を含む困難事例等の検討

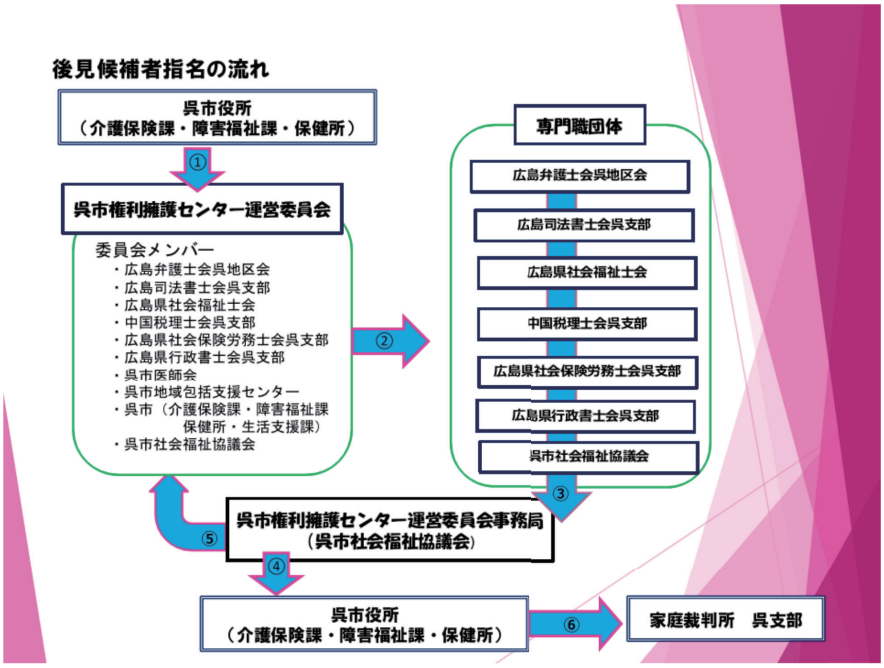

2．センターの機能拡充により中核機関として整備予定

呉市では、平成31年度より**センターの運営委員会**が「専門職団体の代表者から構成され、制度の利用促進に関する事項について協議、審議している合議制の機関である」ことから**成年後見制度利用促進法の合議制機関**とみなし、中核機関の在り方について協議してきました。

現在、**現行のセンターの機能を強化**し、令和２年度より、中核機関として委託することを検討中です。

【強化項目】

- 利用促進機能
  →市長申立以外の受任者調整も実施
- 後見人支援機能
  →後見人となった者を対象とした相談、助言の機会の拡充

市民後見人の養成については、今まで、日自の支援員、法人後見の支援員としての養成を進めてきたこと、社協の法人後見が50件あり、市民後見人との複数後見を法人として受けることが困難なこともあり、現時点では養成していません。広島家裁圏域で市民後見人が単独受任できるような時期が来たときには、市民後見人の養成を検討したいと考えています。

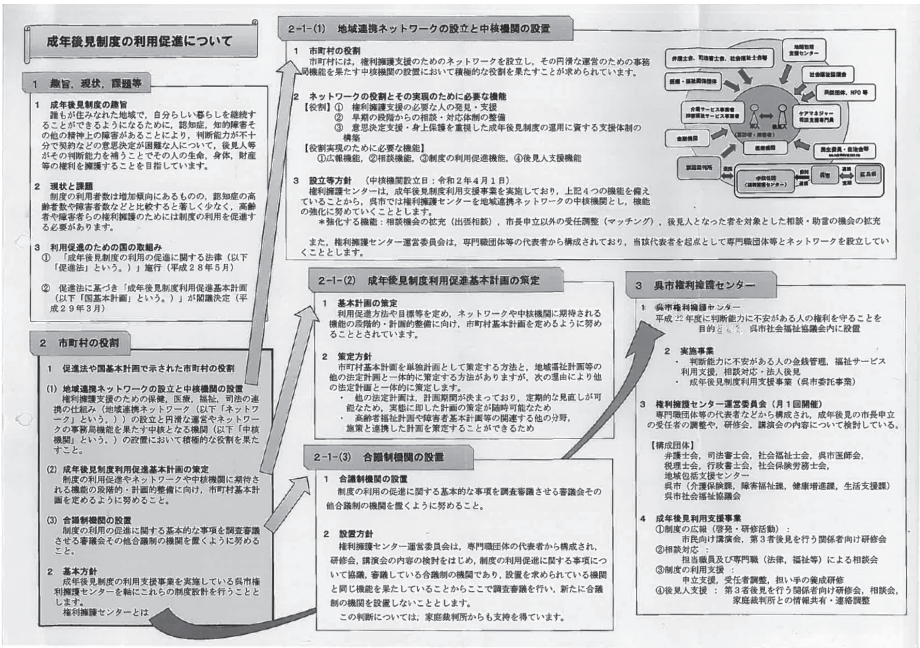

担当者より

社協が自主的に、専門職が協働し、地域住民も共に支えあうような権利擁護センターを立ち上げてくれたことは、利用する本人にとってのメリットであることはもちろん、行政にとっても大きなメリットになりました。行政からも専門職に相談できるネットワークとなっていますし、身寄りがない人を行政だけで抱え込まずに済んでいます。

■参考URL　連絡先

呉市福祉保健部高齢者支援課地域包括ケアグループ
TEL：0823-25-3138

呉市社会福祉協議会　呉市権利擁護センター
TEL：0823-25-0266
http://www.kureshakyo.jp/

自治体名	徳島県美馬市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	法人後見事業から権利擁護支援へ、市民後見人養成・支援		

法人後見事業から権利擁護センターへの発展

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	29,249人
面　　積	367.14㎢
高齢化率	37.0%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	52人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	379人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	198人

（2018年度末時点、利用者数は2018年度実績）

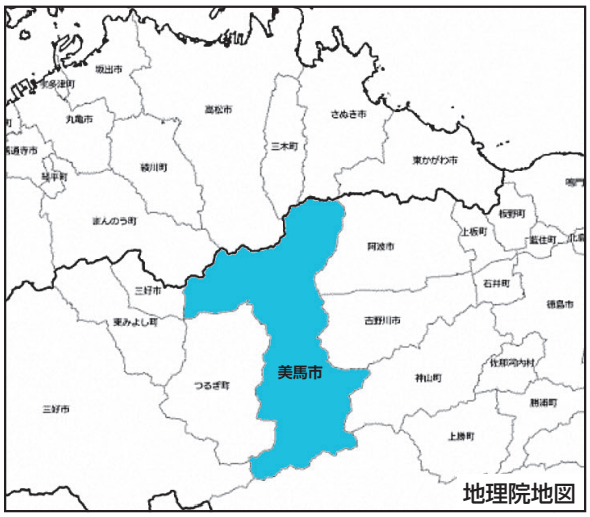

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
127人	113人	10人	4人	0人

（2019年10月31日時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		5件	9件	8件	8件
内訳	高齢者	3件	6件	6件	7件
	障害者	2件	3件	2件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
18人	2人	0人	4人

（2018年度末時点）

3．事例のポイント

▶社協による法人後見からスタート

社会福祉協議会が法人後見準備会を設置、勉強会、視察等を経て、法人後見センターを設置し、法人後見事業を開始。

地域福祉計画と一体的に市町村計画を策定、成年後見制度利用促進に関する中核機関の機能を見据え、センター名称を「権利擁護センター」と改称。

▶市民後見人の養成・フォローアップ

社協の法人後見受任者を市民後見人への移行（リレー方式）の判断は、市民後見人バンク運営委員会で検討。

市民後見人の受任に際して、市社協が監督人として就任。実務に関する助言を行うとともに、フォローアップ研修を実施。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2009（H21）年	美馬市社協が法人後見事業開始に向けて、法人後見準備会２回、勉強会３回、八幡浜市社協視察、学習会２回開催　Point 1
2010（H22）年 7月	美馬市社協が法人後見事業を開始
2012（H24）年 8月	法人後見受任を開始。
2014（H26）年 4月	法人後見センターを設置。
2016（H28）年	市民後見人バンク運営事業を開始 成年後見監督事業を開始
2019（H31）年 4月	美馬市社会福祉協議会権利擁護センターに名称変更 地域福祉計画と一体的に市町村計画を策定中、今後、中核機関の整備を目指す

POINT

Point 1

法人後見事業を開始した背景は、権利擁護支援の需要が増す中、地域における専門職が少なく、受任の受け皿が減少していたこと、低所得者の被後見人等の受任について受け手がいない状況があったことです。

市社協が法人後見を開始することで、社協らしい要援護者に寄り添った権利擁護支援（身上保護）を提供でき、専門性を発揮できると考えました。

センターの名称変更の背景を教えてください

美馬市社協では、法人後見事業から取組を開始しています。

取組が広がる中、法人後見受任だけではなく、市民後見人を養成・支援し、関係制度と連携し、地域における総合的な権利擁護の体制を整備していく観点から、市社協では取組を「権利擁護事業」と位置づけ、センター名を「権利擁護センター」と改称しました。

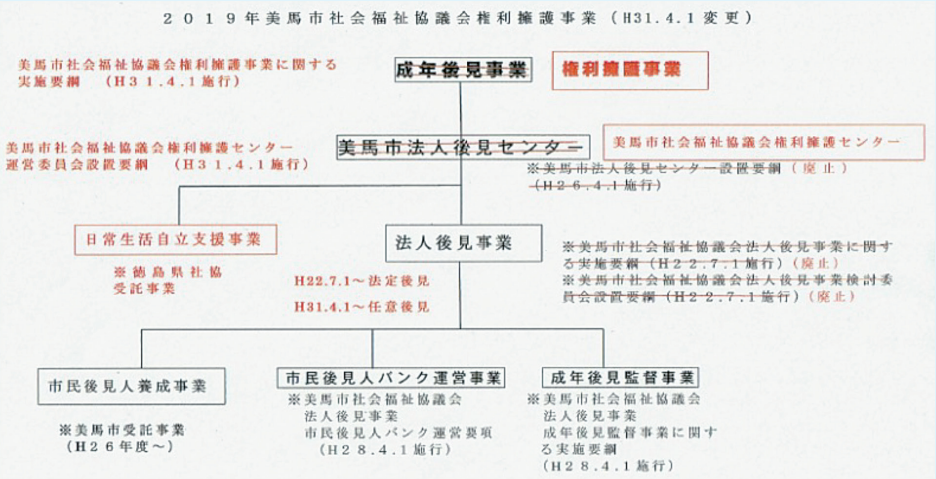

Ⅲ. 美馬市における体制の特徴について

1．中核機関の整備に向けた体制

①各事業の実施状況

■後見事業の実施状況

- 市民後見人養成事業
- 社協が法人として任意後見事業を実施。

■広報事業について

- 成年後見制度の講演会を実施（年１回以上）
- 各種パンフレット作成
- 研修会・相談会実施による広報活動

②専門職との関わりについて

- 運営委員会の委員として専門職が関わっており、何か専門的な課題がある場合、すぐに専門職に相談できる体制があります。
- 家庭裁判所には、市民後見人養成講座で講師を依頼し、「家庭裁判所の役割について」講義をしていただいています。また、業務上判断が困難な場合などは、気軽に相談し助言を受けれる関係性があり、裁判所との良好な関係・連携が図れています。

権利擁護センター運営委員会は、専門職団体、民生委員・児童委員協議会会長、福祉事務所所長、大学の先生、社協の常務理事の７名に委員依頼しており、年２回開催しています。

③任意後見制度の利用に向けて

制度利用に関する相談の中で、任意後見に該当するのではないかと思われる内容がありましたが、当時、社協としては任意後見制度に対応できる体制がありませんでした。

社協内で検討し、要綱の改正を行った結果、任意後見について、制度を必要とされる方があれば、社協で契約できる体制を整備しました。

権利擁護センター運営協議会

2．市民後見人の養成及び活躍の場について

2014（H26）年度から、３年に１回市民後見人養成事業を実施しています。受講修了後に１年半の実務研修を受けていただき、その間に被後見人等とのマッチングを行います。社協の法人後見受任者を市民後見人にリレー方式で交代するため、センターの市民後見人バンク運営委員会で事例検討し、家庭裁判所に辞任・成年後見人選任、成年後見監督人選任の申立を行なっています。市民後見人が選任されたときは、必ず市社協が法人として成年後見監督人に就任しています。市民後見人の個人受任を希望しない修了者のうち、日常生活自立支援事業の生活支援員として活動する方もいます。

2015（H27）年度からは、市民後見人養成講座修了者には、毎年フォローアップ研修を実施しており、制度や法改正等についての講義、障がい者の理解についての講義、障害者支援施設の見学等行っています。また、市民後見人から年３回定期的に報告を受け助言等行うとともに、随時実践上のフォローアップも行っています。

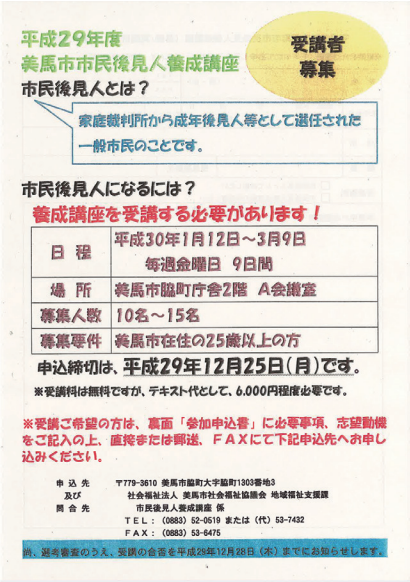

平成29年度
美馬市市民後見人養成講座

受講者募集

市民後見人とは？

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことです。

市民後見人になるには？

養成講座を受講する必要があります！

日 程	平成30年1月12日～3月9日 毎週金曜日 9日間
場 所	美馬市脇町庁舎2階 A会議室
募集人数	10名～15名
募集要件	美馬市在住の25歳以上の方

申込締切は、平成29年12月25日（月）です。

※受講料は無料ですが、テキスト代として、6,000円程度必要です。

※受講ご希望の方は、裏面「参加申込書」に必要事項、志望動機をご記入の上、直接または郵送、ＦＡＸにて下記申込先へお申し込みください。

申込先及び問合先
〒779-3610 美馬市脇町大字脇町1303番地3
社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会 地域福祉支援課
市民後見人養成講座 係
ＴＥＬ：（0883）52-0519 または（代）53-7432
ＦＡＸ：（0883）53-6475

尚、選考審査のうえ、受講の合否を平成29年12月28日（木）までにお知らせします。

市民後見人養成講座チラシ

市民後見人フォローアップ研修の様子

担当者より

法人後見事業や市民後見人養成は、財源や人員確保が難しいと感じてなかなか立ち上げない自治体もあるかと思います。しかし、成年後見制度を必要とする人が増加し、専門職団体だけでは対応が難しい中、法人後見事業を立ち上げ、市民後見人を養成することで、身寄りがない方や、低所得、生活保護を利用されている方の成年後見人等の受け皿をつくることができました。

■参考URL　連絡先

美馬市役所　保険福祉部　長寿・障がい福祉課
TEL：0883-52-5605

●美馬市社会福祉協議会　権利擁護センター
TEL：0883-52-0519
URL：https://shakyo.ict-tokushima.jp/mima/project/p13/